

安平町国民健康保険税の見直しを決定

国民健康保険（以下「国保」）は、加入者からの保険税を納めてもらい医療費の負担を支え合う制度ですが、前号に続きその厳しい現状や、この制度の赤字解消に向けた取り組みをお知らせします。

国保会計の厳しい現状

国保会計は独立採算の会計ですが、医療費（支出）は増加し保険税額（収入）は減少することで收支が合わず、平成25年度に税を改定した後も赤字が続いています。

税収減の要因は被保険者数の減少によるものも大きく、被保険者が減ると数件の高額な医療の支出があつただけで大きく影響するという構造的な問題も引き起こします。

ました。

被保険者一人ひとりの1年間の医療費を予測することは難しいため、今回の改定では、今までに不足分として毎年一般会計からの繰入金で補つていた額の5千万円強の額をより安に試算を行いました。

税額の比較

赤字解消の額を確保するためには3割程の値上げが必要ですが、急激な値上げの影響を考えて2年間で段階的に引き上げようと考えています。

安平町国保の保険税は、医療・後期・介護の区分ごとに、所得割・資産割・均等割・平等割から1年間の税額を計算し、世帯の加入者数や加入期間に応じた分を徴収しています。

このため、所得の額や固定資産の状況、家族構成によって税額が異なるため、一律に保険税の改定額をお伝えできませんが、国保税の通知（納付）書等に記載されている基礎額や率を下表の数字に置き換えることで、現在との比較などもできますので参考としてください。

【改定後の見込税収額】

区分	見込税収額	1世帯あたりの平均税額
現 行	224,681千円	162千円
改定案	277,150千円	215千円
比 較	52,469千円増	53千円増

※今の赤字解消を見込んだ税額を、現在の被保険者世帯数で割ったものです。

保険税改定の決断

一般会計からの繰入金で赤字を補つて税の負担を抑えてきましたが、これは「国保に加入していない町民も負担をしている」ということであるため、赤字の解消は加入者に応分の負担をお願いしなければ税の公平性は保てないとし、保険税の見直しを決断し

【現行と改定後の税率】

区分	現行		改定後	
	H28	H29	H30	
医療分	所 得 割	5.20%	6.50%	7.50%
	資 産 割	45%	51%	51%
	均 等 割	20,500円	24,000円	28,000円
	平 等 割	26,000円	30,000円	32,000円
	賦課限度額	540,000円	540,000円	540,000円
支援分 後期高齢者	所 得 割	2.55%	3.2%	3.6%
	資 産 割	5.0%	5.4%	5.4%
	均 等 割	8,000円	9,000円	10,000円
	平 等 割	9,000円	10,500円	13,000円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	190,000円
介護納付金分	所 得 割	1.4%	1.7%	1.9%
	資 産 割	7.5%	8.6%	10.0%
	均 等 割	7,500円	9,000円	10,000円
	平 等 割	7,500円	9,000円	9,500円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	160,000円

今回の改定は、「医療保険制度改革」による平成30年度の国保の北海道への広域化に合わせたものではありませんが、改定案の試算には保険料の均衡を図るための判断材料として、道が示した保険料基準額を参考にしています。

この税率改定案は、12月の議会定例会において平成29年度より改定することが承認されました。被保険者の皆さんには、大幅な負担増となりますが、公平負担の趣旨を踏まえてご理解ください」とお願い申し上げます。

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎(25)45555